

## 「南あわじ都市計画区域」が決定

3月30日付で兵庫県告示により「南あわじ都市計画区域」が指定され、「三原地域全域」と「緑地域の一部」が新たに都市計画区域に編入されました(図1)。

これにより、灘と沼島地区を除く市内全域が都市計画区域に指定されたことになりました。

なりません。

都市計画区域に指定されると、建築・開発行為などの取り扱いが①②③のようになりまます。

### ①建築行為

建築基準法により建物の新築や増改築などをするときは、事前に建築確認申請書を提出し、確認を受けることが必要となります。その際には、「建ぺい率」や「容積率」など建物の大きさ、道路及び隣地からの「斜線制限」などについて制限が生じます。

また、原則敷地は幅4m以上の道路に2m以上接していること(接道義務)が必要となります(図2)。

### ②開発行為

都市計画法により3000㎡以上の開発行為について許可申請が必要になります。都市計画区域外では1万㎡以上の開発行為について許可申請が、3000㎡以上の開発

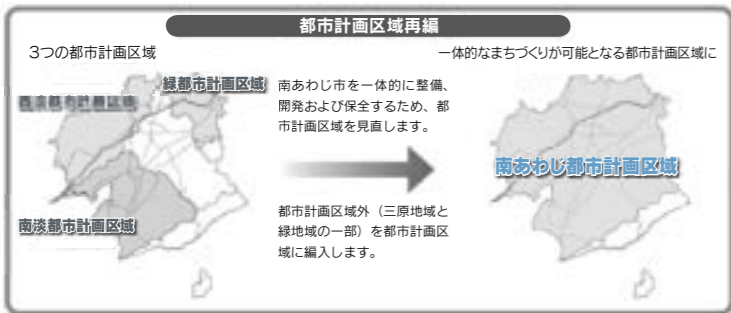


図1. 都市計画区域再編の概要図

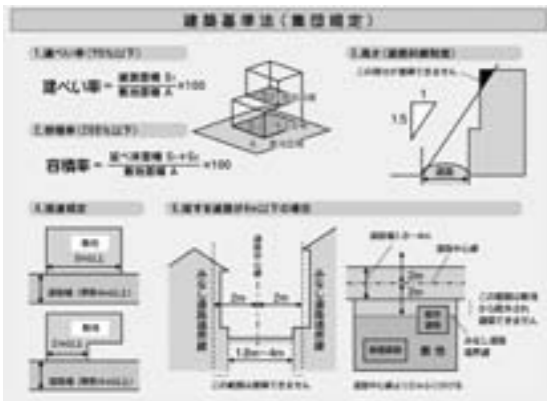


図2. 建築基準法の集団規定

## 事後評価結果を公表

まちづくり交付金事業

平成17年度から倭文庄田地区で、「まちづくり交付金」を使い、市道庄田線や市営住宅しづおり第2団地の整備、花いっぱい運動に取り組んできました。

このたび、5年間の全ての事業が完了しましたので、事後評価を行いました。昨年11月に開催した「まちづくり交付金評価委員会」での委員からの意見等を反映した事後評価結果について公表しますので、詳しくは市ホームページ( <http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/index/menu/394/> )をご覧ください。



▲花いっぱい運動

都市計画課 ☎37・3016

## みなさんのお役に立ちます

- 植木剪定 ○大工・左官仕事 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 施設管理 ○清掃 ○毛筆筆耕 ○家事手伝い(掃除・洗濯・食事支度) など

お気軽にお電話下さい

どんな仕事でもご相談下さい

## 社南あわじ市シルバー人材センター

〒656-0478 南あわじ市市福永 358-1 (三原庁舎内)  
TEL / 0799-42-5339 FAX / 0799-42-6044

広田事業所 TEL / 0799-45-0012  
福良事業所 TEL / 0799-52-0070  
西淡窓口 TEL / 0799-36-2083



広告

## 「アジア国際子ども映画祭」作品募集

「子どもの心の中に内視鏡を入れよう」をテーマに南あわじ市で「アジア国際子ども映画祭関西四国ブロック大会」(8月28日予定)を開催します。

▽作品テーマ「家族」  
▽対象 小学生、中学生、高校生、およびそれらの年齢に相当する人ならどなたでも参加可

▽募集作品 ホームビデオで作成した、3分間の作品  
◆募集締切 7月23日(金)  
※4月から募集要項を配布します。希望者は、お問い合わせください  
▽生涯学習文化振興課  
☎37・3020



## 少年少女スポーツ育成補助金事業

明日を担う少年少女の運動・スポーツ習慣の形成に向け、市内の少年少女スポーツ育成団体に活動費の補助を行っています。

▽申込期限 4月20日(火)  
※詳しくは市ホームページ  
▽生涯学習文化振興課  
☎37・3020



## 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の戸籍届出には 職業欄に記入を!

国勢調査実施年にあたる22年4月1日から23年3月31日までに、出生・死亡・死産があつて届出をする場合、または同期間に婚姻・離婚の届出をする人は、届

出書の「職業(死亡の場合は産業も)」欄に記入していただくこととなります。ご協力をお願いします。  
市民課 ☎43・5023

## 最大130万円の補助! わが家の耐震改修、考えてみませんか?

県と市では、住宅の耐震化を支援するため「住宅の診断～改修」までの費用に補助金を支給しています。

- ①簡易耐震診断 (木造戸建住宅=3,000円、非木造=6,000円) ②耐震改修計画策定費補助 (3分の2以内、最大20万円/戸)
- ③耐震改修工事費補助(県) ①4分の1以内(最大60万円/戸) ②23年度までは4分の1以内(最大20万円/戸) ※居室耐震型(シェルター方式) 工事可能 ④耐震改修工事費補助(市) 耐震改修工事額により20万円～30万円/戸

対象: 昭利56年5月31日以前に着工した住宅

### 住宅改修促進税制

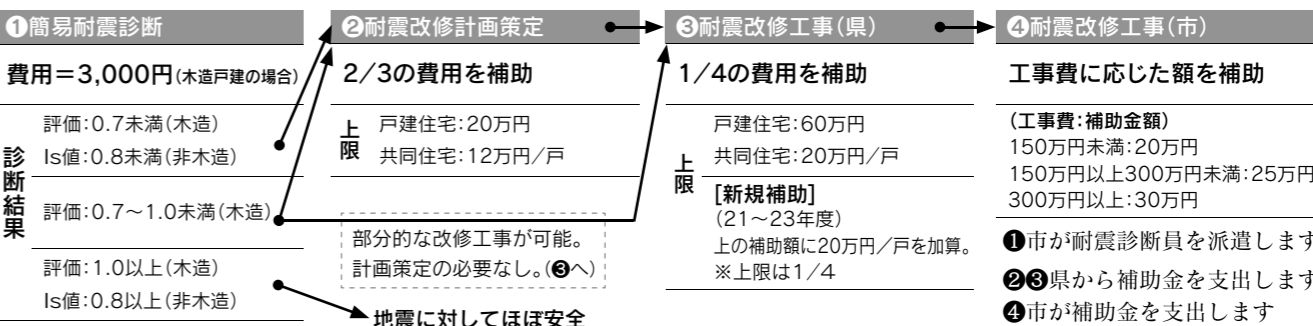
(平成25年12月31日まで)

工事費補助を受けた人に、所得税の控除と固定資産税の減額に必要な証明書を発行

所得税	工事に係る税額控除対象金額(上限200万円)の10%をその年の所得税額から控除
固定資産税	改修した住宅の固定資産税額(120㎡相当部分まで)を一定額減額

都市計画課 ☎37-3016

県建築指導課 ☎078-362-4340



こうおつ鍼灸院 院長 板東 一樹



おかげさまで、倭文長田に開院して1年になりました。1周年記念として初診料無料にて施術代のみと致します!

☆1周年記念期間 4月1日~4月28日まで (広報を見たとおっしゃってください)

受付時間	日	月	火	水	木	金	土
10:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
15:00~19:30	○	○	○	○	○	○	○

この南あわじ市から、あなたの健康をサポートしていきます。病気ではないけれど、なんとなく体調がすぐれない、疲れやすい、検査しても原因が分からない方、東洋医学をお勧めします。

こうおつ鍼灸院 広告

〒656-0152 兵庫県南あわじ市倭文長田 3-1-1

こうおつ鍼灸院 TEL: 0799-46-0389

www.kouotsu-hari.com